

適正農業規範から見た食の安全と農業土木分野の関連性

Relationship between Food safety and Irrigation, Drainage and Reclamation Engineering from viewpoints of Good Agricultural Practice

加藤 幸*・片山 寿伸**

Kato Koh・Katayama Hisanobu

1. はじめに：近年、BSE や農産物の産地偽装問題の発生に伴い、食の安全・安心に対する関心が高まっている。このような問題の解決策として、国内では、トレーサビリティに注目が集まっている。しかし、国際的には、このような取り組みは GAP (適正農業規範) という枠組みで捉えられている場合が多い。中でも、実質的な国際標準になりつつある EUREPGAP では、トレーサビリティ・農薬・肥料といった問題と並んで、灌漑、土壤、圃場管理など農業土木分野の項目が食の安全・安心に関わる事項とされている。一般に、農業土木分野は食の安全と関連づけられることは希であり、このような考え方には注目に値する。本報告では、国内で始めて EUREPGAP 認証を取得した青森県弘前市の片山りんご(有)の取り組みから、食の安全・安心と GAP、さらには農業土木分野の関連性について検討した。

2. EUREPGAP について：EUREPGAP (Euro Retailer Produce Working Group Good Agricultural Practice) は EU を中心に運用される民間レベルの食の安全に関する規範である。法的な拘束力はないものの、安全基準や審査の厳格さもあって、国際標準になりつつある。2003 年現在、果樹・野菜部門では 41 カ国、13,000 の生産者がライセンスを取得しているほか、独自の GAP を定めている国々も EUREPGAP との互換認証を取得する動きが進んでいる。この規範の特徴として、農産物自体の安全性に加え、環境への影響、作業員の健康が重要視されている。加えて、生産現場から流通過程を経て消費者の手元に農産物が届くまでの全課程を対象としているほか、安全基準の適用が食料品の原材料の原産国に遡って適用される特色がある。ライセンスの取得には、果樹・野菜部門では、14 分野（トレーサビリティ、作物の保護、記録管理、収穫、品種と台木、農薬管理、農地管理、廃棄・汚染物管理、土壤、作業員の福祉、肥料、環境への配慮、灌漑、苦情処理）210 項目の審査が行われる。

このうち、農業土木分野に関わるものとして、農地管理（5）、土壤（7）、灌漑（16）、環境（8）などのほか、関連の審査項目を合わせると約 40 項目と全審査項目の 2 割が関連性を持っている。例えば、農地の土壤地図の準備や土壤浸食対策を考慮した栽培方法の実施、適切な灌漑水量の計算や水質分析方法などが規定されている。さらに、農地周辺環境や野生生物への影響を考慮した農業経営の実施と生産者自身による農地のリスク分析能力が問われ、農業土木技術者が日常的に現場でふれる仕事の多くが、食の安全・安心を支える項目として明確に位置づけられている。

3. EUREPGAP 認証審査：認証審査は、当該機関による直接審査ではなく、受審する生産者も含めて利害関係を持たない第 3 者機関によって行われる。2004 年 9 月 16 日、国内では初の認証取得を目指して、青森県弘前市の片山りんご(有)が同審査を受審した。審査は、国際的な認証機関である S&SC 社グループ（本社：スイス）の SGS JAPAN が担当し、審査官がニュージーランドから来日した。審査は、午前の書類審査、午後の実地審査という形で行われた。

書類審査では、各種書類の適正な保存（3 年分）と自己審査の実施状況などが審査された。今回の審査で特に問題になったのが、残留農薬分析書類に関してであった。片山りんごでは、国内の農産物市場ではもっとも高い信頼を得ている民間の分析機関に定期的な分析を依頼している。しかし、EUREPGAP では ISO 認証機関での分析データが要求されたため、分析体制に問題有りとの結果となった。このことは、

*弘前大学農学生命科学部：Faculty of Agriculture and Life Science, Hirosaki University **GAI 協会・片山りんご(有)：Good Agriculture Initiative ・ Katayama Ringo Co キーワード： 食の安全、適正農業規範(GAP), EUREPGAP

国内で“信頼”され消費者に“安心”を提供している規格と、国際基準の“安全”の規格が必ずしも一致していないことを示している。“安全”的証明と“安心・信頼”的提供の違いについては留意すべき課題といえ、これ以外の水質や土壌などの分析データの取り扱いについても慎重な検討を必要とする。

実地審査では、園地自体の審査に加え、農薬・肥料の保管状況、貯蔵庫や選果場の整備状況、農作業機器の状況などが審査された(Photo 1,2)。ここで問題視されたのが、園地の出入り管理である。EUREPGAPでは園地へ出入りした人の記録と来園者への衛生基準の説明の実施が義務づけられている。審査当日、審査官に対してこれらを行わなかった結果、提示された資料の正当性が疑問とされ、厳しい評価を受けることとなった。また、園地でのトイレおよび手洗い場の整備、機器や容器の洗浄を河川や水路で行うことは、環境に対して余計な負荷を与える行為とされた。さらに、農薬散布に関しては“だれ”が“いつ”、“どこに”“どの程度”散布したかに加えて、“だれ”が散布を決定したか、決定者が判断するだけの“能力”をもっていることの証明の提示が要求された。

審査後、約1ヶ月して、国内初の認証取得が通知され、片山りんごは国際的な安全基準に基づく生産者として認められた。

4. 国内版GAPの制定に向けて： 海外ではGAP制度の制定が進んでおり、認証のない生産者を市場から除外する動きが進んでいる。日本に、明確なGAP制度が存在しない場合、各国の非認証農園地の粗悪品が日本の市場に流れ込む危険性がある。そのため、国内でもGAP制度を定め、食の安全・安心の確保に向けた動きが急務である。EUREPGAPは、自然環境に配慮した安全基準の厳格さを感じられた反面、国内の農業事情との不整合点もいくつか見られた。例えば、国内では小規模な農園地が隣接しており他人の園地を通過して自らの園地に行かざるを得ない場合もある。また、トレーサビリティへの取り組みについても、“○○産”といった表示だけでは不十分であり、“だれ”が“どのように”栽培したかを全て表示する必要が生じる。そのため単にEUREPGAPのような先進的制度のコピーではなく、日本の農業農村の特色に適したGAP制度の構築が必要である。このような動きは、農水省の生鮮農産物安全性確保対策事業によるGAPマニュアルの検討のほか、GAP推進に取り組む生産者がGAI協会(<http://www.j-gap.jp>)を設立し、国内版GAP(JGAP)の制定とEUREPGAPとの互換認証の取得を目指している。GAPは法律とは異なり、法的な拘束力はない。しかし、EUREPGAPでは、情勢の変化に応じ、毎年数回のバージョンアップを続けている。国内版GAPにおいても、単に制度作りで終わるのではなく、状況に応じた制度の追加、更新を続けることで、食の安全・安心の確保に向け、法律以上の効力を発揮する可能性を持っている。

このような動きの中で、農業土木分野でも様々な貢献の可能性を持っている。例えば、EUREPGAPでは水田農業は全く想定されておらず“農地排水”に関する審査項目が見られない。暗渠排水に用いる管や疎水材の材質、農園地の排水基準など土地改良事業設計基準に示されている項目の多くが、そのまま活用できる可能性がある。近年、農業土木分野は、従来の土地改良事業の枠組み留まらず、農村の生活環境や自然生態系環境などにその枠組みを広げてきた。今後、GAPを通じて、食の安全・安心に関して考えることで、人間の健康や福祉にまでその取り組みを広げる可能性と義務をもつてゐるといえる。



Photo 1 肥料保管庫の審査



Photo 2 園地審査